

理容師法施行条例

平成十二年三月二十四日

条例第二十三号

改 平成一五年 三月一八日条例第二九号 平成二一年 三月三一日条例第一五号
正

平成二八年一二月二六日条例第六二号

理容師法施行条例をここに公布する。

理容師法施行条例

（趣旨）

第一条 この条例は、理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（理容の業を行う場合の衛生上必要な措置）

第二条 法第九条第三号に規定する条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- 一 就業中は、身体を清潔に保ち、清潔な作業衣を着用すること。
- 二 客一人ごとに手指を石けん等で洗うこと。
- 三 顔そりのときは、清潔なマスクを使用すること。
- 四 理容に直接使用する客用の布片は、清潔なものを使用すること。
- 五 皮膚に接する布片等は、客一人ごとに、次に掲げる方法により消毒を行ったものと取り替えること。

イ 血液が付着しているもの又はその疑いがあるものは、理容師法施行規則（平成十年厚生省令第四号。ロにおいて「省令」という。）第二十五条第一号に規定するいずれかの方法によること。

ロ イに規定するもの以外のものは、省令第二十五条第一号又は第二号ハ、ホ若しくはヘに規定するいずれかの方法によること。

- 六 紙製の首巻き、まくら当て等は、客一人ごとに廃棄すること。
- 七 そり毛用の石けん水は、客一人ごとに廃棄すること。
- 八 消毒液は、毎週一回以上（汚濁した場合は、その都度）取り替えること。
- 九 消毒済の器具は、未消毒の器具と区別した場所に置き、これを標示しておくこと。

一部改正〔平成一五年条例二九号・二一年一五号〕

（理容所の衛生上必要な措置）

第三条 法第十二条第四号に規定する条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- 一 作業所の面積は、九・九平方メートル以上であること。
- 二 理容に使用するいすは、作業所の面積九・九平方メートルにつき二台以内とし、その面積が九・九平方メートルを超える場合は、その超える面積が三・三平方メートルを増すごとに一台を二台に加えた台数以内とする。
- 三 洗顔及び洗髪のための流水式の設備を設けること。
- 四 天井の高さは、床面から二・一メートル以上とすること。
- 五 待ち合い所は、作業に支障のない場所に設け、かつ、固定した〇・九メートル以上の高さを有する物により、作業所と区画すること。
- 六 ねずみ、衛生害虫等の生息状況等について毎月一回以上点検し、その結果に応じた適切な措置を講ずること。
- 七 外傷の手当てに必要な救急薬品及び衛生材料を備えて置くこと。

一部改正〔平成二一年条例一五号〕

（出張理容を行うことができる場合）

第四条 理容師法施行令（昭和二十八年政令第二百三十二号。第六条第一項において「政令」という。）

第四条第三号に規定する条例で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 付近に理容所のないへき地に出張して理容を行う場合

- 二 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二条第一号に規定する被収容者又は同条第二号に規定する被留置者に対して理容を行う場合
- 三 演劇、演芸等に出演する者に対してその出演の直前に理容を行う場合
- 四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める場合

追加〔平成一五年条例二九号〕、一部改正〔平成二一年条例一五号〕

（出張理容を行う場合の衛生上必要な措置）

第五条 法第六条の二ただし書の規定による理容所以外の場所における業（次条及び第七条において「出張理容」という。）を行う理容師が講ずべき法第九条第三号に規定する条例で定める衛生上必要な措置は、第二条に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- 一 外傷の手当てに必要な救急薬品及び衛生材料を携帯すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、規則で定める措置

追加〔平成二一年条例一五号〕、一部改正〔平成二八年条例六二号〕

（出張理容を行う場合の届出）

第六条 理容師は、出張理容を行う場合は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、政令第四条第二号又はこの条例第四条第三号に掲げる場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による届出をした理容師は、その届出に係る事項を変更したとき又は出張理容を廃業したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

追加〔平成二一年条例一五号〕

（出張理容に関する講習）

第七条 前条第一項の規定による届出をした理容師（理容所の開設者及び従業者を除く。）は、規則で定めるところにより、出張理容を行う場合における衛生上必要な措置に関し知識を修得するための知事が指定する講習を受けなければならない。

追加〔平成二八年条例六二号〕

（委任）

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

追加〔平成二一年条例一五号〕、一部改正〔平成二八年条例六二号〕

附 則

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に法第十一条第一項の規定による理容所の位置等の届出をしている者の当該届出に係る理容所が、第三条第一号又は第四号の規定に適合しない場合においては、これらの規定にかかわらず、当該理容所の構造設備を変更する場合を除き、当該理容所の衛生上必要な措置については、なお従前の例による。

附 則（平成十五年三月十八日条例第二十九号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年三月三十一日条例第十五号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十一年十月一日から施行する。ただし、第二条第五号の改正規定及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条第一項の規定による理容所の開設の届出をしている者の当該届出に係る理容所が改正後の第三条第三号の規定に適合しない場合においては、当該理容所が増築され、又は改築されるまでの間は、当該理容所については、同号の規定は適用しない。
- 3 この条例の施行の日以後に出張理容を行おうとする理容師は、この条例の施行前においても、改正後の第六条第一項の規定の例により、知事に届け出ることができる。
- 4 この条例の施行前に前項の規定によりされた届出は、この条例の施行の日において改正後の第六条第一項の規定によりされた届出とみなす。

附 則（平成二十八年十二月二十六日条例第六十二号）

この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成二十九年十二月規則第五十二号で、同二十九年十二月二十五日から施行)